

## 令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託

#### (2) 業務の目的

本県の農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの活用可能な農山漁村の地域資源をさらに発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や雇用を創出する事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供するこの取組は、本県の農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化させるものである。

高知県では、本業務の実施により、6次産業化による加工品の販売を行う農業者や、農業者を含むグループ、法人、団体はじめ、農山漁村発イノベーション事業体に対し、経営改善戦略の作成から実行支援にかかる様々な課題の解決に向け、地域プランナーの派遣を行うことで、関係機関との連携強化や付加価値額の増加及び所得の向上につながる事業者の発掘及び人材の育成を目指している。

そのため、事業者等の農山漁村発イノベーションの取組を推進する支援機関として「高知農山漁村発イノベーションサポートセンター」を設置し、事業者等へのサポート活動を実施する。

#### (3) 業務の内容

別添「令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）

### 2 見積限度額（予定）

10,305千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

### 4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

### 5 企画提案者の募集

当該実施要領に基づき募集する。

### 6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーション

の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに随意契約の手続に進む。交渉が10日以内に整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

## 7 資格要件

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 高知県内に本社又は営業所等があること。
- (6) 過去5年以内に同種、類似の業務の実績があること。
- (7) 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本社及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 8に記載する説明会に参加すること。

## 8 説明会

業務内容やプロポーザル方式による企画提案の手順について説明する。参加希望者は、説明会参加申込書（様式1）により申し込むこととする。

- (1) 開催日時  
令和6年4月2日（火） 10時から11時まで
- (2) 場所  
〒780-0870 高知市本町5丁目2-17  
本町ビル5階
- (3) 参加者数  
1社あたり2名まで
- (4) 申込期限  
令和6年4月1日（月） 17時（必着）
- (5) 申込方法  
高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課あてFAX又は電子メールによる。  
なお、いずれの場合も電話により着信を確認すること。

## 9 質疑と回答

質疑は、令和6年4月4日（木）17時までに、質疑書（様式2）により、FAX又は電子メールで受け付ける。なお、いずれの場合も、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和6年4月9日（火）までに高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課ホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭等での問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

## 10 参加申込資格審査

プロポーザルへの参加を予定している者から、下表の参加申込書類一式の提出をもって受け付けることとする。

### 【参加申込書類一式】

	書類の名称	規格	部数
1	参加申込書（様式3）	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書（様式4） ※必要に応じて別添書類の添付も可	A4縦 ※別添は自由	紙 正1部
3	総括責任者経歴書（様式5）	A4縦	紙 正1部

### （1）参加申込書

#### ① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

#### ② 提出期限

令和6年4月11日（木） 17時（必着）

#### ③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号  
高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課

### （2）資格要件の確認

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課において、申込者から提出のあった参加申込書一式を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年4月12日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

### （3）資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 11 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル企

画提案書作成要領]のとおり

## 12 審査

別途定める「令和6年度農山漁村発イノベーション支援業務委託公募型プロポーザル審査要領]のとおり

## 13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての参加者に文書で通知する。

当該審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

※高知県情報公開条例

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

## 14 日程（予定）

令和6年3月25日（月）	募集開始
令和6年4月1日（月）	説明会参加申込締切
令和6年4月2日（火）	説明会
令和6年4月4日（木）	質疑書提出締切
令和6年4月9日（火）	質疑回答期限
令和6年4月11日（木）	参加申込書類一式提出締切
令和6年4月12日（金）	参加者資格結果通知
令和6年4月17日（水）	企画提案書提出締切
令和6年4月25日（木）	審査委員会
令和6年4月30日（月）	審査結果通知

## 15 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出すること。ただし、開示・非開示の判断は、様式6に基づくものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

※高知県情報公開条例

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

## 16 問い合わせ先

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課

担当：小森・坂田

TEL：088-821-4537

FAX：088-873-5162

E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 17 その他

- (1) 参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがある。
  - ① 提出書類に不備があった場合もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合